

物価高騰等に伴う使用料等の対応調査票(R7対応分)

【使用料の見直しについて】

担当課	使用料等の名称	現行料金	改定料金	改定の内容等 (改定しない場合の理由を含む)	④增收見込額(千円)	⑥指定管理の有無	例規等(使用料等の根拠法令等)
地域福祉課	美唄市総合福祉センター使用料	別紙	各室現行料金の3割増 (別紙①)	冷暖房設備の改修に伴い、時期に関係なく空調設備を利用できるようになったことから、現在夏期間、冬期間としている加算期間を廃止し、基本使用料を現行料金の3割増とする。(囲碁・将棋、浴室(入浴)、生活訓練室(陶芸室)、健康器具(ヘルストロン)の使用料を除く。)	350	有	美唄市総合福祉センター条例
地域福祉課	美唄市地域福祉会館使用料	別紙	-	各会館によって条例の範囲内で使用料を定めているが、現在条例に定める上限を超えて使用料を徴収したいという要望がないため改定しない。	-	有	美唄市地域福祉会館条例
生活環境課	墓地使用料	20,000円/3.3m ² 30,000円/4.95m ² 40,000円/6.6m ²	-	近隣他市町との均衡を図り料金設定しているため改定しない。	-	無	美唄市墓地条例
生活環境課	火葬場使用料	市民15,000円 市外30,000円	-	理論上の適正価格と現行料金を比較したところ、現行料金の方が低い結果となつたが、近隣他市町との均衡を図り料金設定しているため改定しない。	-	有 (使用料収入は市)	美唄市火葬場条例
生活環境課	火葬場使用料(動物)	10,000円/10kg以上 9,000円/5~10kg未満 8,000円/5kg未満	-	理論上の適正価格と現行料金を比較したところ、現行料金の方が高く設定されていることから、改定しない。	-	有 (使用料収入は市)	美唄市火葬場条例
生活環境課	合同墓使用料	市民30,000円 市外50,000円	-	既に生前予約による入金を受けており、使用料を見直すと生前予約者との均衡がとれなくなるため改定しない。	-	無	美唄市墓地条例
生活環境課	バス使用料(市民バス)	230円	-	のるーと美唄実証運行中によりのるーと美唄と差別化を図り、適當額の見極め、検討により改定しない。	-	無	美唄市民バス運行条例
農政課	米穀乾燥調製処理施設	原料もみ 15円/kg 堆肥 1,429円/m ³ 燻炭 10,477円/m ³ もみ酢液 239円/ℓ もみ殻 410円/m ³	-	令和6年度に料金改定を行っており、その後も続く燃料費等の高騰分の影響はあるが、収益を上げられている状況下であるので、改定しない。	-	有	美唄市米穀乾燥調製処理施設条例
農政課	小麦集出荷調整施設	7.5円/kg	-	令和5年度に料金改定を行っており、その後も続く燃料費等の高騰分の影響はあるが、収益を上げられている状況下であるので、改定しない。	-	有	美唄市小麦集出荷調整施設条例
農政課	農道離着陸場	別紙	-	令和3年度以降収益をあげられている状況となっているため、改定しない。	-	有	美唄市農道離着陸場条例

担当課	使用料等の名称	現行料金	改定料金	改定の内容等 (改定しない場合の理由を含む)	④增收見込額(千円)	⑥指定管理の有無	例規等(使用料等の根拠法令等)
経済観光課	ピパオイの里プラザ専用使用料	別紙	-	理論上の適正価格と現行料金を比較したところ、現行料金の方が高く設定されていることから、改定しない。	-	有	ピパオイの里プラザ条例
経済観光課	まちなか交流広場使用料(多目的広場)	1m ² /日 100円	-	理論上の適正価格と現行料金を比較したところ、現行料金の方が高く設定されていることから、改定しない。	-	有	美唄市まちなか交流広場条例
経済観光課	まちなか交流広場使用料(有料駐車区画)	1区画/月 5,230円	-	市町村が管理する有料駐車区画というものがなく比較ができなかったが、現状の契約額は月額3,500円であり、条例上の金額よりも低く設定していることから条例上の金額改定はしないこととし、契約額の引き上げについて指定管理者と協議することとする。	-	有	美唄市まちなか交流広場条例
経済観光課	交流拠点施設入館料	別紙	-	R8.4月より北海道宿泊税(道税)が課税され、美唄市としても宿泊税(市税)を課税するか検討中であり、可能であればR9.4月からを予定したいと考えている。この他に各観光関連施設の使用料を増額させるとすると観光客等の減少にも繋がることも想定されることから改定しない。	-	有	美唄市交流拠点施設条例
経済観光課	交流拠点施設使用料	別紙	-		-	有	美唄市交流拠点施設条例
経済観光課	体験交流施設使用料	別紙	-		-	有	美唄市体験交流施設条例
経済観光課	パークゴルフ場使用料	別紙	-		-	有	美唄市パークゴルフ場条例
経済観光課	多目的宿泊施設使用料	別紙	-		-	無	美唄市多目的宿泊施設条例
経済観光課	スキー場使用料	別紙	-	スキー場のリニューアルについては、現在R9年度完成を目指して進めており、リニューアル時に使用料の増額を考えているため改定しない。	-	有	美唄市スキー場条例
都市整備課	有料公園施設使用料	1そう1回30分 ローポート 220円 サイクルポート 330円	1そう1回30分 ローポート 300円 サイクルポート 500円	現行の料金が理論上の適正価格より低いこと、また、近隣市町の同一施設料金よりも低いため改定する。	23	有	美唄市都市公園条例
都市整備課	公園行為使用料	申請毎の行為・ 規模・期間 (別紙)	-	実績がないことから改定しない。	-	無	美唄市都市公園条例
都市整備課	公園占用料	申請毎の区分・ 規模・期間	占用対象物が分かりにくく、近隣市町よりも低いことから、別紙②のとおり改定する。	22	無	美唄市都市公園条例	

担当課	使用料等の名称	現行料金	改定料金	改定の内容等 (改定しない場合の理由を含む)	④增收見込額(千円)	⑥指定管理の有無	例規等(使用料等の根拠法令等)
都市整備課	道路占用料	申請毎の占用物件・規模・期間	-	国・北海道の基準で算出すると現手数料より減額するため改定しない。	-	無	美唄市道路占用条例
都市整備課	河川占用料	申請毎の区分・規模・期間	-	国・北海道の基準で算出すると現手数料より減額するため改定しない。	-	無	美唄市準用河川及び普通河川流水占用料等徵収条例
都市建築住宅課	市営住宅使用料	1住戸	-	料金設定が公営住宅法等により定められているため改定しない。	-	無	公営住宅法 公営住宅法施行令 公営住宅法施行規則
都市建築住宅課	市営住宅使用料 (特定公共賃貸住宅)	1住戸	-	近傍同種の民間の賃貸住宅の家賃と均衡を失わないものと定められており、また改良なども行われていないことなどから、家賃改定を認める要素が無いため、改定しない。	-	無	美唄市特定公共賃貸住宅管理条例 美唄市特定公共賃貸住宅管理条例施行規則
都市建築住宅課	市営住宅駐車場使用料	1区画 2,650円	-	市営住宅は住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸するものとされており、これに付随する駐車場であることを踏まえ、改定しない。	-	無	美唄市営住宅管理条例
生涯学習課	安田侃彫刻美術館アルティニア美唄	別紙		別紙③のとおり改定を行う。	3,195	有	安田侃彫刻美術館アルティニア美唄条例
生涯学習課	郷土史料館	別紙		別紙④のとおり改定を行う。	20	無	美唄市郷土史料館設置条例
生涯学習課	市民会館	別紙		別紙⑤のとおり改定を行う。	3,925	有	美唄市民会館管理条例
生涯学習課	公民館	別紙		別紙⑥、⑥-2のとおり改定を行う。	709	有	美唄市立公民館条例
生涯学習課	総合体育館	別紙		別紙⑦のとおり改定を行う。	5,707	有	美唄市総合体育館管理条例
生涯学習課	総合体育館設備・備品使用料	別紙		近隣市とほぼ同水準であり改定を行う必要はないものと判断する。	-	有	美唄市総合体育館管理条例施行規則
生涯学習課	美唄市体育センター使用料	別紙		別紙⑧のとおり改定を行う。	935	無	美唄市体育センター条例
生涯学習課	美唄市営温水プール使用料	別紙		別紙⑧のとおり改定を行う。	829	有	美唄市営温水プール条例
生涯学習課	サン・スポーツランド美唄使用料	別紙		別紙⑧のとおり改定を行う。	0	有	サン・スポーツランド美唄条例

担当課	使用料等の名称	現行料金	改定料金	改定の内容等 (改定しない場合の理由を含む)	④增收見込額(千円)	⑥指定管理の有無	例規等(使用料等の根拠法令等)
生涯学習課	美唄市営野球場使用料	別紙		別紙⑨のとおり改定を行う。	1,601	有	美唄市営野球場条例
生涯学習課	美唄市営陸上競技場使用料	1日4,840円 (入場有料の場合は、売上総額の11%、最低額は9,680円)	-	基本方針に基づき原価計算を行った結果、現在の使用料を下回ることや、現行料金で地域的な均衡が保たれているため改定は行わないと判断。	-	有	美唄市営陸上競技場条例
生涯学習課	美唄市営弓道場使用料	一般21,780円/年 高校生10,890円/年	-	計算上、現在の使用料が安価であるため改定が必要であると思われるが、近隣市の同規模施設における利用料金を比較した結果、現行料金で地域的な均衡が保たれている他、利用者の負担増による利用減少や周辺自治体へ流出が考えられるため改定は行わない。	-	無	美唄市営弓道場使用料

【手数料の見直しについて】

「美唄市手数料徴収条例」などで規定のある手数料について、理論上の適正価格の積算や他市の状況を検討した結果、現行価格との差が著しく生じている料金がなかったことから、改定を行わない。

担当課	手数料等の名称	現行料金	改定料金	改定の内容等 (改定しない場合の理由を含む)	④增收見込額(千円)	⑥指定管理の有無	例規等(手数料等の根拠法令等)
生活環境課	ごみ処理手数料(事業系)	(10,180円/t*認定排出量*収集日数)+101,850円	-	認定排出量、収集日数により個々の事業者に即して料金設定しているため	-	無	美唄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
生活環境課	ごみ処理手数料(家庭ごみ)	特別塵芥処理料金12,730円/t	-	作業実費相当額に即していることや、北海道運輸局の運賃標準単価等を参照した結果、適正価格と判断するため改定しない。	-	無	美唄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
生活環境課	廃棄物処理及び清掃許可手数料	5,000円	-	近隣他市町との均衡を図り料金設定しているため	-	無	美唄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
生活環境課	し尿汲み取り手数料	72円/10ℓ	-	汲み取り対象地区は南美唄町を含む郊外であり、世帯年収の少ない世帯が多く、料金滞納世帯が少なくないため、改定しない	-	無	美唄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
生活環境課	墓地名義変更手数料	墓地使用料*1/3	-	承継者の成り手が見つからず墓じまいする墓が増えてきており、使用料改定により承継者の成り手不足を更に深刻化させる恐れがあるため改定しない。	-	無	美唄市墓地条例
生活環境課	犬の登録手数料	3,000円	-	札幌市、旭川市を除く道内同一料金のため改定しない。	-	無	美唄市犬の登録等手数料徴収条例
生活環境課	狂犬病予防注射済票交付手数料	550円	-	札幌市、旭川市を除く道内同一料金のため改定しない。	-	無	美唄市犬の登録等手数料徴収条例

別紙【現行料金】

別紙:各施設の使用料(現行料金)

○総合福祉センター

別表(第12条関係)			
室名等／時間帯	午前9時～午後5時 (1時間当たり)	午後5時～午後9時 (1時間当たり)	全日
研修室	1,400円	1,720円	18,110円
会議室A	470円	610円	5,430円
会議室B	370円	470円	4,810円
会議室C	370円	470円	4,810円
教養娯楽室A	320円	420円	4,700円
教養娯楽室B	150円	200円	2,200円
ボランティア活動室	260円	300円	3,230円
囲碁・将棋	100円／1人		
浴室(入浴)	300円／1人		
生活訓練室 (陶芸室)	100円／1人		
健康器具 (ヘルストロン)	50円／1人		

備考

- 研修室、会議室B及び会議室Cの夏期間(7月1日から8月31日まで)の使用料は、冷房費として当該各使用料の30パーセント相当額を加算して算出する。
- 各室(囲碁・将棋、浴室(入浴)、生活訓練室(陶芸室)及び健康器具(ヘルストロン)を除く。)の冬期間(11月1日から3月31日まで)の使用料は、暖房費として当該各使用料の30パーセント相当額を加算して算出する。
- 使用料の算出に当たっては、10円未満を切捨てる。

○農道離着陸場

別表第1(第20条関係) 航空機使用に係る使用料			
種別	使用料		
	個別支払	回数券(12回)	
着陸料	航空機の最大離陸重量が6トン以下のもの	着陸1回につき1,100円	11,000円
	航空機の最大離陸重量が6トンを超えるものの	着陸1回につき770円に6トンを超える重量について1トンごとに640円を加算した額	7,700円に6トンを超える重量について1トンごとに6,490円を加算した額
停留料	航空機の最大離陸重量が3トン以下のもの	停留時間24時間ごとに890円	8,910円
	(航空機が6時間以上離着陸場に停留する場合に限る)	航空機の最大離陸重量が3トンを超えて6トン以下のもの	停留時間24時間ごとに1,780円
	航空機の最大離陸重量が6トンを超えるもの	停留時間24時間ごとに1,780円に6トンを超える重量について1トンごとに30円を加算した額	17,820円

備考

- 最大離陸重量に1トン未満の端数があるときは、これを1トンとする。
- 停留料の計算に当たって、停留時間に24時間未満の端数があるときは、これを24時間とする。
- 回数券の有効期間は、当該回数券発行時に指定した使用年度限りとする。

別表第2(第20条関係)
行事等使用に係る使用料

種別	使用料
入場料等を徴収する行事、展示会等の会場としての使用的場合	営利を目的としない場合
	1時間 7,700円
入場料等を徴収しない行事、展示会等の会場としての使用的場合	営利を目的とする場合
	1時間 30,800円
航空用機器を使用する場合	営利を目的としない場合
	1時間 3,850円
工作物を設置する場合	営利を目的とする場合
	1時間 15,400円
航空用機器を使用する場合	1時間 770円
工作物を設置する場合	1平方メートルにつき月額30円

備考

- 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。
- 使用期間に1月未満の端数があるときは、これを1月とする。
- 使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、これを1平方メートルとする。

○福祉会館

別表(第7条関係) 使用料			
使用区分	利用料金の額		
	5月～9月	1月～4月、10月～12月	
集会室	1時間につき 1,350円	1時間につき 1,880円	
その他の室1室につき	1時間につき 300円	1時間につき 410円	
全室	1時間につき 2,080円	1時間につき 2,820円	
冠婚葬祭全室1日につき	28,800円	31,420円	

別紙【現行料金】

○ピバオイの里プラザ

別表(第9条関係) ピバオイの里プラザ専用使用料		
区分	使用料金	規定時間
多目的ホール	1,030円	1時間につき
会議室	200円	
工芸室	200円	
多目的研修室	200円	
染色室(A)	200円	
染色室(B)	120円	

備考

- 1 暖房を使用するときは、暖房費として使用料の50パーセント相当額を加算する。
- 2 放送施設を使用するときは、530円を加算する。

○パークゴルフ場

別表(第9条関係) 美唄市パークゴルフ場使用料			
区分	料金		
1日(月曜日から金曜日までの利用) 又は 1ラウンド(36ホール。日曜日、土曜日、祝日の利用)	中学生以上	1回券 510円 回数券(11枚綴) 5,100円 回数券(11枚綴)10冊以上一括購入の場合 1冊につき 4,380円	
	小学生以下	1回券 310円 回数券(11枚綴) 3,100円 回数券(11枚綴)10冊以上一括購入の場合 1冊につき 2,660円	
	1日(日曜日、土曜日、祝日の利用)	中学生以上	1日券 830円 1日券(11枚綴) 8,300円
		小学生以下	1日券 510円 1日券(11枚綴) 5,100円

備考 1回券、回数券とも、平日、日曜日、土曜日、祝日の共通利用券とする。

用具貸出料(1日)	パークゴルフクラブ 1本	200円
	パークゴルフボール 1個	100円

○交流拠点施設

別表(第7条関係) 1 入館料		
区分	料金	回数券
大人(中学生以上)	700円	7,000円(11枚綴り)
小人(小学生)	310円	—

備考 大人の入館料には、入湯税を含む。

2 施設使用料		
区分	単位	料金
多目的研修室	1室 1時間	2,610円
和室研修室	1室 1時間	2,610円
個室浴室	1室 1時間	2,610円
宿泊室	1人 1泊	13,200円
R Vパーク (電源設備使用料を含む。)	1区画1泊	2,500円

○体験交流施設

別表(第10条関係) 美唄市体験交流施設使用料		
体験交流館	個人使用	1人1日につき 200円
	団体使用	15人以上 1人1日につき 150円
登り窓	1回 10日間以内	209,510円

別紙【現行料金】

○多目的宿泊施設

別表(第9条関係)

区分(泊)	1棟当たり使用料(円)	
	夏季(5月から9月まで)	冬季(10月から翌年4月まで)
1	7,000	11,000
2	14,000	22,000
3	21,000	33,000
4	28,000	44,000
5	35,000	55,000
6	42,000	66,000
7	44,100	69,300
8	49,000	77,000
9	53,900	84,700
10	58,800	92,400
11	63,700	100,100
12	68,600	107,800
13	73,500	115,500
14	78,400	123,200
15	81,900	128,700
16	85,400	134,200
17	88,900	139,700
18	92,400	145,200
19	95,900	150,700
20	99,400	156,200
21	102,900	161,700
22	105,400	165,700
23	108,000	169,700
24	110,500	173,700
25	113,100	177,800
26	115,700	181,800
27	118,200	185,800
28	120,800	189,900
29	123,400	193,900
30	126,000	198,000

○美唄国設スキー場

別表(第7条関係)

一般券

区分	使用料	
	大人	小人
1回券	220円	120円
	大人	小人
回数券	11回	2,200円
	大人	小人
1日券	3,140円	1,890円
	大人	小人
4時間券	2,090円	1,250円
	大人	小人
ナイター券	1,250円	830円
	大人	小人
シーズン券	26,190円(女性24,090円)	24,090円
	高校生	22,000円
	中学生	14,660円
	小人	シルバー
	24,090円	

備考

- 1 大人は、中学生以上(シーズン券を除く。)とする。
- 2 小人は、小学生以下とする。
- 3 シーズン券のシルバーは、満60歳以上とする。
- 4 1回券、回数券、シーズン券の有効期間は、発売日からシーズン終了までの期間とする。
- 5 1日券の有効時間は、発売当日の午後4時までとする。
- 6 4時間券の有効時間は、発売当日の券発行時間から午後4時までの間の4時間とする。
- 7 ナイター券の有効時間は、発売当日の午後4時からナイター終了時間までとする。

団体券

区分	使用料	
	大人	小人
回数券	11回	1,760円
	大人	小人
1日券	2,500円	1,500円
	大人	小人
4時間券	1,670円	1,000円
	大人	小人
ナイター券	1,000円	660円
	大人	小人

備考 団体券は、15名以上で使用する場合をいう。

別紙【現行料金】

○公園行為使用料

別表第4(第11条関係) 条例第2条第1項に規定する行為をする場合		
行為	単位	金額
第2条第1項第1号に掲げる行為	1平方メートル 1日につき	30 円
業として行う写真の撮影 常時	1月につき	500
業として行う写真の撮影 臨時	1日につき	50
業として行う映画の撮影	1日につき	500
興業を行う場合	1平方メートル 1日につき	20

備考

- (1) 占用面積が1平方メートル未満の端数は1平方メートルとして使用料を算出する。
- (2) 占用の期間が1月に満たない場合、日額のものを除き16日以上のものは1月分、15日以内のものは半額とする。
- (3) 1件の使用料が10円に満たないものは10円に切り上げて算出する。

○公園占用使用料

別表第3(第11条関係) 公園を占用する場合		
区分	単位	金額
電柱	1本 1年につき	200 円
法第7条第2号に掲げるもの	1平方メートル 1年につき	10
法第7条第3号、第4号又は令第12条第5号、第6号に掲げるもの	1平方メートル 1月につき	10
令第12条第7号、第8号に掲げるもの	1平方メートル 1月につき	60
法第7条第6号に掲げるもの	1平方メートル 1日につき	20
令第12条第1号に掲げるもの	1箇所 1月につき	30
令第12条第2号、第3号、第4号に掲げるもの	1平方メートル 1月につき	5

備考

- (1) 占用面積1平方メートル未満の端数は1平方メートルとして使用料を算出する。
- (2) 占用の期間が1月に満たない場合、日額のものを除き16日以上のものは1月分、15日以内のものは半額とする。
- (3) 年額使用料につき1年に満たないものは月割額とする。
- (4) 1件の使用料が10円に満たないものは10円に切り上げて算出する。

別紙【現行料金】

○市民会館

別表(第9条関係) (単位 円)					
使用時間区分 ＼ 種別		午前 9時～12時	午後 13時～17時	夜間 18時～21時	全日 9時～21時
大ホール	平日	9,070	11,420	21,780	40,830
	土・日・祝	9,970	15,420	30,490	50,820
大会議室		2,530	3,540	4,420	9,730
会議室	A	1,380	2,020	2,650	5,310
	B	1,380	2,020	2,650	5,310
	C	880	1,130	1,260	3,150
	D	880	1,130	1,260	3,150
小和室	A	620	1,010	1,260	2,650
	B	620	1,010	1,260	2,650
和室		1,260	1,890	2,530	5,060
料理教室		1,890	2,530	3,150	6,320
楽屋	A	1,010	1,260	1,890	3,790
	B	1,010	1,260	1,890	3,790
	C	1,010	1,260	1,890	3,790
	D	1,010	1,260	1,890	3,790
サイドステージ		1,270	1,870	2,460	4,910
浴室		2,530	3,150	3,790	8,210
ホワイエ		1,380	1,770	2,650	5,310
備考					
1 教育委員会は、会館の運営に支障がないと認めたときは、本表の全日の時間を超えない範囲で、時間の延長を認めることができる。					
この場合の使用料は、延長時間1時間(1時間未満は1時間とする。)につき、直後の使用時間区分の使用料の3割に相当する額とする。					
2 入場料、会費又はこれに類するものを徴収して、大ホール棟を使用する場合の使用料は、次の各号による。					
(1) 500円未満の場合 3割増					
(2) 500円以上1,000円未満の場合 6割増					
(3) 1,000円以上2,000円未満の場合 8割増					
(4) 2,000円以上の場合 13割増					
3 入場料又はこれに類するものを徴収して、会議室を使用する場合の使用料は、本表使用料の5割増とする。					
4 商品の販売その他これに類する目的のため使用する場合の使用料は、本表使用料の8割増とする。					
5 営利、営業を目的としない者が、練習のためステージを使用する場合の使用料は、大ホール使用料の5割以内の額で、教育委員会が別に定める。					
6 冬期間(11月1日から翌年4月30日までは)は、次の各号により暖房料を徴収する。ただし、期間外の暖房使用についても同様とする。					
(1) 一般使用者の場合 本表使用料の5割に相当する額					
(2) 本表備考第2項、第3項及び第4項に該当する使用者の場合 本表使用料の10割に相当する額					
7 前各項の規定により積算した使用料又は暖房料に、10円未満の端数が生じたときは、10円未満を切り捨てる。					

○総合体育館

別表(第10条関係) 総合体育館使用料 専用使用					
時間区分		午前	午後	夜間	全日
9:00～12:00	1時間につき	円 1,210	円 1,210	円 1,810	円 13,910
入場料等を徴収する場合		4,350	4,350	6,530	50,090
その他の催物に使用する場合	入場料等を徴収しない場合	4,350	4,350	6,530	50,090
	營利を目的とする場合	19,720	19,720	29,640	226,990
入場料等を徴収する場合	入場料等を徴収しない場合	19,720	19,720	29,640	226,990
	營利を目的とする場合	43,190	43,190	64,850	496,940
サブアリーナ	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料等を徴収しない場合	360	360	600
	入場料等を徴収する場合	1,450	1,450	2,170	16,690
その他の催物に使用する場合	入場料等を徴収しない場合	1,450	1,450	2,170	16,690
	營利を目的とする場合	6,530	6,530	9,800	75,140
入場料等を徴収する場合	入場料等を徴収しない場合	6,530	6,530	9,800	75,140
	營利を目的とする場合	14,390	14,390	21,650	165,770
格技室		480	480	720	5,560
トレーニング室		720	720	1,080	8,340
個人使用					
区分	1回	回数券(12枚綴)	定期券(1箇月)		
小中学生	円 60	円 600	円 840		
高校生	120	1,200	1,800		
一般	230	2,300	3,450		
備考					
1 個人使用で、1回とは入館から退館までをいう。					
2 入場料等とは、入場料、会費又は名目のいかんを問わず、これらに類するものをいう。					
3 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。					
4 メインアリーナを分割専用使用する場合の使用料は、次の各号のとおりとする。					
(1) 3分の2の場合 本表に掲げる額の3分の2					
(2) 2分の1の場合 本表に掲げる額の2分の1					
(3) 3分の1の場合 本表に掲げる額の3分の1					
5 個人使用を除き、冬期間(11月1日から翌年4月30日までは)は、使用料の5割に相当する額を暖房料として徴収する。なお、時間外の暖房使用についても同様とする。					
6 専用使用で、市内に住所又は事務所を有しない者の物品販売行為の使用は、使用料の5割増とする。					
7 前3項の規定により積算した使用料又は暖房料に、10円未満の端数が生じたときは、10円未満を切り捨てる。					

別紙【現行料金】

○体育センター

別表(第10条関係)

美唄市体育センター使用料

専用使用

時間区分 ＼ 使用区分	午前(9:00～ 13:00) 1時間につき	午後(13:00～ 17:00) 1時間につき	夜間(17:00～ 20:45) 1時間につき	全日(9:00～ 20:45)
体育館	630円	630円	950円	7,590円
格技室	340円	340円	510円	4,070円
弓道場	340円	340円	510円	4,070円

備考

- 1 クライミング・ウォールを使用する場合は、本表中体育館の使用料の額に次表の使用料の額を加算して徴収する。

午前(9:00～13:00) 1時間につき	午後(13:00～17:00) 1時間につき	夜間(17:00～20:45) 1時間につき	全日(9:00～20:45)
550円	550円	820円	6,540円

- 2 冬期間(11月1日から翌年4月30日までは、使用料(クライミング・ウォール 使用料を除く。)の5割に相当する額を暖房料として徴収する。冬期間外で特に暖房を必要とする場合についても同様とする。

- 3 前項の規定により積算した暖房料に10円未満の端数が生じたときは、10円未満を切り捨てる。

- 4 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。

個人使用

区分	1回	回数券(12枚綴)	クライミング・ウォールを使用する場合の加算額	クライミング・ウォール専用回数券
			1回	回数券(12枚綴)
小中学生	50円	500円	10円	600円
高校生	120円	1,200円	80円	2,000円
一般	180円	1,800円	120円	3,000円

備考 個人使用で1回とは、入館から退館までをいう。

○総合体育館備品

別表(第5条関係)

設備・備品使用料

区分	物件名	単位	使用単位	使用料	備考
ステージ関係	移動ステージ	1式	1回	7,260円	
照明関係	調光本機	1台	1区分	1,210円	3キロ×12本
	ホリゾントライト	1列	"	840円	200W×56灯
	ボーダーライト	"	"	840円	200W×56灯
	コンセント	1口	"	120円	30A
	持込電気器具	1箇	"	120円	
放送関係	基本設備	1式	"	1,450円	
	マイクロフォン	1本	"	360円	単一指向性
	ワイヤレスマイク	"	"	720円	
その他	長机	1台	1回	60円	
	椅子	1脚	"	10円	

※備考

- 1 アマチュアスポーツで使用する場合は、無料とする。

- 2 1区分とは、午前・午後及び夜間の各時間区分とする。

- 3 1回とは、開館から閉館までをいう。

○温水プール

別表(第6条関係)

美唄市営温水プール使用料

区分	当日券料金	回数券料金	
		普通券	団員券
大人	円 570	円 2,850	円 2,280
高校生	340	1,700	1,360
中学生	170	850	680
小学生以下	110	550	440

区分	1時間当たり
貸館料金	円 11,550

コース使用料金	1,150
---------	-------

備考

- 1 回数券は、6回使用できるものとする。

- 2 団員券は、教育委員会が認めた水泳団体の構成員に適用する。

総合福祉センター使用料

現行条例	8時間	4時間	12時間
室名等／時間帯	午前9時～午後5時 (1時間当たり)	午後5時～午後9時 (1時間当たり)	全日
研修室（冷房）	1,400円	1,720円	18,110円
会議室A	470円	610円	5,430円
会議室B（冷房）	370円	470円	4,810円
会議室C（冷房）	370円	470円	4,810円
教養娯楽室A	320円	420円	4,700円
教養娯楽室B	150円	200円	2,200円
ボランティア活動室	260円	300円	3,230円
囲碁・将棋	100円／1人		
浴室（入浴）	300円／1人		
生活訓練室（陶芸室）	100円／1人		
健康器具（ヘルストロン）	50円／1人		

改正案

室名等／時間帯	午前9時～午後5時 (1時間当たり)	午後5時～午後9時 (1時間当たり)	全日
研修室	1,820円	2,230円	23,480円
会議室A	610円	790円	8,040円
会議室B	480円	610円	6,280円
会議室C	480円	610円	6,280円
教養娯楽室A	410円	540円	5,440円
教養娯楽室B	190円	260円	2,560円
ボランティア活動室	330円	390円	4,200円
囲碁・将棋	100円／1人		
浴室（入浴）	300円／1人		
生活訓練室（陶芸室）	100円／1人		
健康器具（ヘルストロン）	50円／1人		

影響額

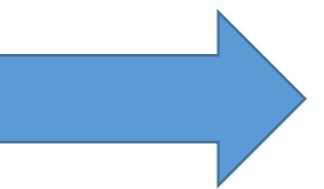
室名等／時間帯	午前9時～午後5時 (1時間当たり)	午後5時～午後9時 (1時間当たり)	全日
研修室	420円	510円	5,370円
会議室A	140円	180円	2,610円
会議室B	110円	140円	1,470円
会議室C	110円	140円	1,470円
教養娯楽室A	90円	120円	740円
教養娯楽室B	40円	60円	360円
ボランティア活動室	70円	90円	970円
囲碁・将棋	0円		
浴室（入浴）	0円		
生活訓練室（陶芸室）	0円		
健康器具（ヘルストロン）	0円		

別表第3(第11条関係)

公園を占用する場合

現行

区分	単位	金額
電柱	1本 1年につき	200
法第7条第2号に掲げるもの	1平方メートル 1年につき	10
法第7条第3号、第4号又は令第12条第5号、第6号に掲げるもの	1平方メートル 1月につき	10
令第12条第7号、第8号に掲げるもの	1平方メートル 1月につき	60
法第7条第6号に掲げるもの	1平方メートル 1日につき	20
令第12条第1号に掲げるもの	1箇所 1月につき	30
令第12条第2号、第3号、第4号に掲げるもの	1平方メートル 1月につき	5



占用対象物が分かりにくく、近隣市町よりも低いため改定する。

改定後

区分	単位	金額
電柱	1本 1年につき	1150
電線	1メートル 1年につき	80
変圧塔	1基 1年につき	850
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.2メートル未満 1年につき	70
	外径が0.2メートル以上 0.4メートル未満 1年につき	170
	外径が0.4メートル以上 1.0メートル未満 1年につき	420
	外径が1メートル以上 1年につき	850
通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの又は高架のもの	1平方メートル 1年につき	420
郵便差出箱、信書便差出箱	1個 1年につき	340
公衆電話所 天体、気象又は土地観測施設	1平方メートル 1年につき	850
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	1平方メートル 1月につき	70
標識	1本 1年につき	850
工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設 土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場	1平方メートル 1月につき	210
社会福祉施設	1平方メートル 1年につき	850

教育委員会の入館料、使用料改定の統一的な考え方

区分	改定の考え方
入館料 (使用料)	<p>入館料（使用料）を設定している教育施設については、総合体育館の原価計算の入館料（一般）180円に暖房料（50%）を上乗せした270円＝300円を基準とし、高校生200円、小中学生100円として設定。</p> <p>ただし、市民については1/2の減免を設定して、市民の利用を促進する。</p> <p>（対象教育施設：郷土史料館、アルテ（新設）、総合体育館、体育センター、温水プール）</p>
施設使用料 (専用使用料)	<p>（共通項目）</p> <p>エアコンを設置している施設も増えてきており、今後もエアコン設置が進むことが想定される。それに伴い電気料等のランニングコストが夏期間に増加することから、これまで冬期間（11月から4月）に限定して徴収していた使用料の5割に相当する暖房料を通年料金に上乗せした料金設定とする。</p> <p>ただし、市内の個人と団体については1/2の減免を設定し、市民の利用を促進する。</p> <p>（文化施設） 基準施設：市民会館大ホール</p> <p>基準となる施設を決め、その基準施設の面積でそれぞれの施設を割り返して料金を設定する。</p> <p>また、営利目的の利用については、高額の使用料（通常使用料の30倍）を設定する。</p> <p>（対象施設：市民会館、公民館本館、公民館南美唄分館（新設）、郷土史料館、アルテ）</p> <p>（スポーツ施設） 基準施設：総合体育館メインアリーナ</p> <p>基準となる施設を決め、各スポーツ施設の専用使用料金を基準施設と同一に設定する。</p> <p>（対象施設：総合体育館、体育センター）</p> <p>継続した施設利用を促進するため、定期券（3カ月）を導入する。</p> <p>陸上競技場と弓道場については、現在の使用料が安価であるため、改定が必要と思われるが、近隣市町の同規模施設における利用料金を比較した結果、現行料金で地域的な均衡が保たれており、利用者の負担増による利用者減少や周辺自治体へ流出することが考えられるため改定は行わない。</p>

アルテ料金改定案

入館料（建物に入った際に徴収）の新設

大人300円（230円）、高校生200円（150円）、小中学生100円（70円）（　　）は10名以上の団体料金

※他の施設同様に市民は5割減免とする。（条例別表の備考欄）

※冬期間（11月から4月まで）に徴収している使用料の5割に相当する暖房料等を使用料に組み込む（条例別表の備考欄から削除）

※各施設は料金の値上げを行う代わりに市内の個人、団体が使用する場合は5割減免を行う旨規則に記載（条例別表の備考欄）

アートスペース（体育館）330.51m²

	現行料金	改定案（夜間料金）	改定案（市民料金）
1時間あたり単価	907	2,000（3,000）	1,000（1,500）
全日（8時間）単価	7,260	16,000	8,000

※営利を目的とした場合

入場料、会費等	現行料金	改定案	改定案（市民料金）
入場料を徴収（営利目的） (使用料の30倍)	907	2,000円×30倍=60,000円（1時間）	30,000円
全日利用（8時間計算）	7,260	480,000円	240,000円

レクチャールームA・B（楽屋）

	現行料金	改定案	改定案（市民料金）
1時間あたり単価	550	200	100

ミーティングルーム（打ち合わせスペース）

	現行料金	改定案	改定案（市民料金）
1時間あたり単価	550	200	100

市民ギャラリー（木造校舎）

	現行料金	改定案	改定案（市民料金）
1時間あたり単価	90	800	400
全日（8時間）単価	720	6,400	3,200

体験工房（カフェ横）

	現行料金	改定案	改定案（市民料金）
1時間あたり単価（専用使用）	550	550	270
1時間あたり単価（個人使用）	110	110	50

郷土史料館料金改定案

	現行料金	改定案	改定案（市民料金）
入館料（一般）	300	300	150
入館料（高校生）	300	200	100
入館料（小・中学生）	70	100	50

※他施設と入館料を統一し、市民は5割減免とすることを条例に載せる（設置条例別表第1の備考欄）

※身障者及びその介助等を行う同行者について、身障手帳の提示で入館料の免除を行う旨条例に明記
(設置条例別表第1の備考欄)

特別展示スペース（62.68m²）

	現行料金	改定案	改定案（市民料金）
1時間あたり単価	116	370	180
全日（8時間）単価	930	3,000	1,500

※市内の個人、団体が利用する場合は5割減免

視聴覚室（43.32m²）

	現行料金	改定案	改定案（市民料金）
1時間あたり単価	550	250	120

※市内の個人、団体が利用する場合は5割減免

以下の内容を条例及び規則に明記する。

※史料館内の施設は営利目的の利用は認めない。（設置条例第4条）

※体験学習室（無料開放スペース）は個人利用のみとし、教育委員会の事業以外で団体の専用利用は認めない。（管理規則第4条の2）

市民会館料金改定案

※冬期間（11月から4月まで）に徴収している使用料の5割に相当する暖房料等を使用料に組み込む。

※市内の個人、団体が使用する場合は5割減免とする。

大ホール（753.75m²）※平日と休日料金の分けを廃止する

	現行料金	改定案	改定案（市民料金）
平日午前（9～12時）	9,070	午前利用（9～12時）13,500円 午後利用（13～17時）18,000円	午前利用（9～12時）6,750円
平日午後（13～17時）	11,420		午後利用（13～17時）9,000円
平日夜間（18～21時）	21,780		
平日全日（9～21時）	40,830		
休日午前（9～12時）	9,970	夜間利用（18～21時）20,400円	夜間利用（18～21時）10,200円
休日午後（13～17時）	15,420		
休日夜間（18～21時）	30,490		
休日全日（9～21時）	50,820	全日利用（9～21時）60,900円	全日利用（9～21時）30,450円
入場料を徴収（営利目的） (使用料の30倍)	117,910	405,000円（平日・午前）	202,500円

大会議室（543.22m²）

	現行料金	改定案	改定案（市民料金）
午前（9～12時）	2,530	10,000円	5,000円
午後（13～17時）	3,540	13,200円	6,600円
夜間（18～21時）	4,420	14,800円	7,400円
全日（9～21時）	9,730	44,500円	22,250円

会議室A・B（71.82m²）

	現行料金	改定案	改定案（市民料金）
午前（9～12時）	1,380	1,300円	650円
午後（13～17時）	2,020	1,700円	850円
夜間（18～21時）	2,650	1,900円	950円
全日（9～21時）	5,310	5,800円	2,900円

会議室C・D（36.76m²）

	現行料金	改定案	改定案（市民料金）
午前（9～12時）	880	660円	330円
午後（13～17時）	1,130	880円	440円
夜間（18～21時）	1,260	990円	490円
全日（9～21時）	3,150	2,900円	1,450円

小和室A・B（12.25m²）

	現行料金	改定案	改定案（市民料金）
午前（9～12時）	620	240円	120円
午後（13～17時）	1,010	320円	160円
夜間（18～21時）	1,260	360円	180円
全日（9～21時）	2,650	1,000円	500円

和室（35.26m²）

	現行料金	改定案	改定案（市民料金）
午前（9～12時）	1,260	630円	310円
午後（13～17時）	1,890	840円	420円
夜間（18～21時）	2,530	940円	470円
全日（9～21時）	5,060	2,800円	1,400円

料理教室 (45.9m²)

	現行料金	改定案	改定案 (市民料金)
午前 (9~12時)	1,890	840円	420円
午後 (13~17時)	2,530	1,100円	550円
夜間 (18~21時)	3,150	1,260円	630円
全日 (9~21時)	6,320	3,700円	1,850円

楽屋A (16.99m²)

	現行料金	改定案	改定案 (市民料金)
午前 (9~12時)	1,010	300円	150円
午後 (13~17時)	1,260	400円	200円
夜間 (18~21時)	1,890	450円	220円
全日 (9~21時)	3,790	1,300円	650円

楽屋B (24.51m²)

	現行料金	改定案	改定案 (市民料金)
午前 (9~12時)	1,010	450円	220円
午後 (13~17時)	1,260	600円	300円
夜間 (18~21時)	1,890	670円	330円
全日 (9~21時)	3,790	2,100円	1,050円

楽屋C・D (21.5m²)

	現行料金	改定案	改定案 (市民料金)
午前 (9~12時)	1,010	390円	190円
午後 (13~17時)	1,260	520円	260円
夜間 (18~21時)	1,890	580円	290円
全日 (9~21時)	3,790	1,800円	900円

サイドステージ (65.25m²)

	現行料金	改定案	改定案 (市民料金)
午前 (9~12時)	1,270	1,200円	600円
午後 (13~17時)	1,870	1,600円	800円
夜間 (18~21時)	2,460	1,800円	900円
全日 (9~21時)	4,910	5,400円	2,700円

浴室 (5.2m²)

	現行料金	改定案	改定案 (市民料金)
午前 (9~12時)	2,530	150円	70円
午後 (13~17時)	3,150	200円	100円
夜間 (18~21時)	3,790	220円	110円
全日 (9~21時)	8,210	670円	330円

ホワイエ (241.94m²)

	現行料金	改定案	改定案 (市民料金)
午前 (9~12時)	1,380	4,500円	2,250円
午後 (13~17時)	1,770	6,000円	3,000円
夜間 (18~21時)	2,650	6,700円	3,350円
全日 (9~21時)	5,310	20,000円	10,000円

公民館本館料金改定案

※冬期間（11月から4月まで）に徴収している使用料の5割に相当する暖房料等を使用料に組み込む。

※市内の団体の使用については5割減免とする。

※小、中学校が教育目的で使用する際は使用料を免除する旨条例に明記

大ホール（753.75m²）

	現行料金	改定案（夜間料金）	改定案（市民料金）
1時間あたり	1,450	2,100 (3,100)	1,050 (1,550)

大会議室（471.4m²）

	現行料金	改定案（夜間料金）	改定案（市民料金）
1時間あたり	560	1,300 (1,900)	650 (950)

会議室A・B（71.82m²）

	現行料金	改定案（夜間料金）	改定案（市民料金）
1時間あたり	290	200 (300)	100 (150)

会議室C・D（36.76m²）

	現行料金	改定案（夜間料金）	改定案（市民料金）
1時間あたり	290	100 (150)	50 (70)

小和室A・B（12.25m²）

	現行料金	改定案（夜間料金）	改定案（市民料金）
1時間あたり	190	50 (70)	20 (30)

和室（35.26m²）

	現行料金	改定案（夜間料金）	改定案（市民料金）
1時間あたり	290	100 (150)	50 (70)

料理教室（45.9m²）

	現行料金	改定案（夜間料金）	改定案（市民料金）
1時間あたり	290	130 (190)	60 (90)

サイドステージ（65.25m²）

	現行料金	改定案（夜間料金）	改定案（市民料金）
1時間あたり	290	190 (280)	90 (140)

2階ロビー（71.82m²）

	現行料金	改定案（夜間料金）	改定案（市民料金）
1時間あたり	190	200 (300)	100 (150)

ホワイエ（241.94m²）

	現行料金	改定案（夜間料金）	改定案（市民料金）
1時間あたり	290	680 (1,000)	340 (500)

楽屋A (16.99m²)

	現行料金	改定案（夜間料金）	改定案（市民料金）
1時間あたり	190	100 (150)	50 (70)

楽屋B (24.51m²)

	現行料金	改定案（夜間料金）	改定案（市民料金）
1時間あたり	190	100 (150)	50 (70)

楽屋C・D (21.5m²)

	現行料金	改定案（夜間料金）	改定案（市民料金）
1時間あたり	190	100 (150)	50 (70)

公民館南美唄分館料金改定案（新設）

※他の施設と同様に冬期間（11月から4月まで）に徴収している使用料の5割に相当する暖房料等を使用料に組み込む。

※市内の個人、団体の使用については5割減免とする。

※小、中学校が教育目的で使用する際は使用料を免除する旨条例に明記

遊戯室（219m²）

	現行料金	改定案（夜間料金）	改定案（市民料金）
1時間あたり	0	600 (900)	300 (450)

会議室（42m²）

	現行料金	改定案（夜間料金）	改定案（市民料金）
1時間あたり	0	120 (180)	60 (90)

利用料改定案

別紙

総合体育館

【個人使用】

() 改定額

区分	1回	回数券 (12枚綴)	定期券 (1か月)	定期券 (3か月)
小中学生	60円 (100円) 市民(50円)	600円 (1,000円) 市民(500円)	840円 (廃止)	新規 (2,000円) 市民(1,000円)
高校生	120円 (200円) 市民(100円)	1,200円 (2,000円) 市民(1,000円)	1,800円 (廃止)	新規 (4,000円) 市民(2,000円)
一般	230円 (300円) 市民(150円)	2,300円 (3,000円) 市民(1,500円)	3,450円 (廃止)	新規 (6,000円) 市民(3,000円)

【専用使用】

() 改定額

時間区分	午前	午後	夜間	全日
	9:00~12:00 1時間につき	13:00~17:00 1時間につき	18:00~21:00 1時間につき	9:00~21:00 全日
使用区分	1,210円 (3,000円) 市民(1,500円)	1,210円 (3,000円) 市民(1,500円)	1,810円 (4,500円) 市民(2,250円)	13,910円 (40,500円) 市民(20,250円)
アマチュアスポーツに使用する場合	4,350円 (10,000円) 市民(5,000円)	4,350円 (10,000円) 市民(5,000円)	6,530円 (15,000円) 市民(7,500円)	50,900円 (135,000円) 市民(67,500円)
メインアリーナ	4,350円 (10,000円) 市民(5,000円)	4,350円 (10,000円) 市民(5,000円)	6,530円 (15,000円) 市民(7,500円)	50,090円 (135,000円) 市民(67,500円)
その他催物に使用する場合	19,720円 (50,000円) 市民(25,000円)	19,720円 (50,000円) 市民(25,000円)	29,640円 (75,000円) 市民(37,500円)	226,990円 (675,000円) 市民(337,500円)
	19,720円 (50,000円) 市民(25,000円)	19,720円 (50,000円) 市民(25,000円)	29,640円 (75,000円) 市民(37,500円)	229,640円 (675,000円) 市民(337,500円)
	43,190円 (100,000円) 市民(50,000円)	43,190円 (100,000円) 市民(50,000円)	64,850円 (150,000円) 市民(75,000円)	496,940円 (1,350,000円) 市民(675,000円)
アマチュアスポーツに使用する場合	360円 (1,000円) 市民(500円)	360円 (1,000円) 市民(500円)	600円 (1,500円) 市民(750円)	4,350円 (13,500円) 市民(6,750円)
サブアリーナ	1,450円 (3,000円) 市民(1,500円)	1,450円 (3,000円) 市民(1,500円)	2,170円 (4,500円) 市民(2,250円)	16,690円 (40,500円) 市民(20,250円)
その他催物に使用する場合	1,450円 (3,000円) 市民(1,500円)	6,530円 (15,000円) 市民(7,500円)	2,170円 (4,500円) 市民(2,250円)	16,690円 (40,500円) 市民(20,250円)
	6,530円 (15,000円) 市民(7,500円)	6,530円 (15,000円) 市民(7,500円)	9,800円 (22,500円) 市民(11,250円)	75,140円 (202,500円) 市民(101,250円)
	6,530円 (15,000円) 市民(7,500円)	14,390円 (30,000円) 市民(15,000円)	14,390円 (30,000円) 市民(15,000円)	21,650円 (45,000円) 市民(22,500円)
格技室	480円 (500円) 市民(250円)	480円 (500円) 市民(250円)	720円 (750円) 市民(375円)	5,560円 (6,750円) 市民(3,375円)
トレーニング室	720円	720円	1,080円	8,340円
			(専用使用料廃止)	

体育センター

【個人使用】 新規 () 改正額

区分	1回	回数券 (12枚綴)	定期券 (3か月)	クライミング・ ウォールを使用する 場合の加算額	
				1回	回数券 (12枚綴)
小中学生	50円 (100円) 市民(50円)	500円 (1,000円) 市民(500円)	(2,000円) 市民(1,000円)	10円 (加算廃止)	600円 (廃止)
高校生	120円 (200円) 市民(100円)	1,200円 (2,000円) 市民(1,000円)	(4,000円) 市民(2,000円)	80円 (加算廃止)	2,000円 (廃止)
一般	180円 (300円) 市民(150円)	1,800円 (3,000円) 市民(1,500円)	(6,000円) 市民(3,000円)	120円 (加算廃止)	3,000円 (廃止)

【専用使用】 () 改正額

時間区分 使用区分	9 : 00~13 : 00	13 : 00~17 : 00	17 : 00~21 : 00	9 : 00~20 : 45
	1時間につき	1時間につき	1時間につき	全日
体育館	630円 (3,000円) 市民(1,500円)	630円 (3,000円) 市民(1,500円)	950円 (4,500円) 市民(2,250円)	7,590円 (40,500円) 市民(20,250円)
格技室	340円 (500円) 市民(250円)	340円 (500円) 市民(250円)	510円 (750円) 市民(375円)	4,070円 (6,750円) 市民(3,375円)
弓道場	340円 (廃止)	340円 (廃止)	510円 (廃止)	4,070円 (廃止)
クライミング ・ウォール	550円 (加算廃止)	550円 (加算廃止)	820円 (加算廃止)	6,540円 (加算廃止)

温水プール

【個人使用】 () 改正額

区分	1回	回数券 (12枚綴)	団員券
小学生以下	110円	550円	440円
中学生	170円	850円	680円
高校生	340円	1,700円	1,360円
一般	570円	2,850円	2,280円

↓ 新規

区分	1回	回数券 (12枚綴)	定期券 (3か月)	団員券
小中学生	(100円) 市民(50円)	(1,000円) 市民(500円)	(2,000円) 市民(1,000円)	
高校生	(200円) 市民(100円)	(2,000円) 市民(1,000円)	(4,000円) 市民(2,000円)	
一般	(300円) 市民(150円)	(3,000円) 市民(1,500円)	(6,000円) 市民(3,000円)	

【専用使用】 () 改正額

時間区分 使用区分	1時間につき
貸館料金	11,500円 (20,000円) 市民(10,000円)
コース使用料金	1,150円 (廃止)

サン・スポーツランド

() 改正額

区分	種目	テニスコート
使用料 (1時間当たり)		600円
早朝使用料(2時間)		600円
回数券		6,000円 (使用料1時間券12枚綴)
夜間照明 (1時間当たり)		240円

→

() 改正額

区分	使用料 (1面) 1時間当たり	早朝使用料(1面) 6 : 00~8 : 00	回数券 (1面) (使用料1時間券12枚綴)	定期券 (3か月)	夜間照明 1時間当たり
小・中学生	(200円) 市民(100円)	(廃止)	(2,000円) 市民(1,000円)	(2,000円) 市民(1,000円)	240円 (200円)
高校生	(400円) 市民(200円)		(4,000円) 市民(2,000円)	(4,000円) 市民(2,000円)	
一般	(600円) 市民(300円)		(6,000円) 市民(3,000円)	(6,000円) 市民(3,000円)	

市営野球場

() 改正額

一日の使用料		
入場無料の場合	入場有料の場合	練習で使用する場合
1,810円	売上総額の11.0%(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる)ただし、最低額は3,630円	720円

↓

() 改正額

		1日 6:00~18:00	1時間当たり	
アマチュアスポーツに 使用する場合	入場料を徴収しない場合	(3,000円) 市内(1,500円)	(250円) 市民(125円)	
	入場料を徴収する場合	(6,000円) 市民(3,000円)	(500円) 市民(250円)	
その他催物に 使用する場合	入場料等を徴収しない場合	営利を目的としない	(6,000円) 市民(3,000円)	(500円) 市民(250円)
		営利を目的とする	(12,000円) 市民(6,000円)	(1,000円) 市民(500円)
	入場料等を徴収する場合	営利を目的としない	(12,000円) 市民(6,000円)	(1,000円) 市民(500円)
		営利を目的とする	(24,000円) 市民(12,000円)	(2,000円) 市民(1,000円)